

受付番号： 2022-1-768

課題名：法医学的試料に対するデジタル PCR を用いた核 DNA 及びミトコンドリア DNA の同時定量法の開発

### 1. 研究の対象

研究終了（2026年3月）までに東北大学法医学分野にて個人識別のために DNA 鑑定が適用された症例

### 2. 研究期間

2021年5月（倫理委員会承認後）～2026年3月

### 3. 研究目的

東北大学大学院医学系研究科法医学分野では個人識別の必要性が生じた遺体に対し、DNA 鑑定を行っています。DNA 鑑定には核 DNA とミトコンドリア DNA（mtDNA）検査の2種類がありますが、鑑定資料の状態によっては核 DNA あるいは両方の DNA が検出されない場合もあります。当研究室では現在、資料の状態を把握し効率よく鑑定を行うため、鑑定資料から抽出された DNA 溶液に含まれる核 DNA 及び mtDNA の量をデジタル PCR という装置によって同時に定量する方法を開発しています。本研究ではこの定量法を DNA 鑑定の一環として研究期間終了（2023年3月）までに実施する DNA 鑑定に適用し、その有用性を検証することを目的としています。

### 4. 研究方法

まず、商業的に入手できる DNA 溶液を用いてデジタル PCR による核 DNA と mtDNA の同時定量法を構築します。次に、個人識別の必要が生じた遺体に対し DNA 鑑定の一環として適用し、その結果得られた定量値に基づいて核 DNA 及び mtDNA 検査を行い、それぞれの型判定の成否を確認することでその有用性を検証します。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

試料は鑑定のみで使用し、本研究では鑑定の結果得られた情報のみ扱います。加えて、本研究では遺伝情報それ自体は扱いません。

本研究で扱う情報としては遺体の発見状況、推定死後経過時間、抽出された核 DNA 及び mtDNA 量、核 DNA 及び mtDNA 検査の成否等が含まれます。

## 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 7. 研究組織

本研究は本学単独研究です。

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8575

仙台市青葉区星陵町 2-1

東北大学大学院 医学系研究科 法医学分野

舟山 真人（研究責任者・研究代表者）

TEL：022-717-8110

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求

することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合